# 令和2年度第2回

# 札幌市アイヌ施策推進委員会

# 議 事 録

日 時:2020年7月13日(月)午後1時開会

場 所:札幌市役所本庁舎 18階 第2常任委員会会議室

出席者:委員 8名

松久委員長、阿部委員、飯田委員、北委員、多原委員、 永宮委員、本田委員、八代委員

市側 8名

市民生活部長、アイヌ施策課長、企画係長、制度担当係長、収納対策担当係長 ほか

傍聴人 7名

#### 1. 開 会

○松久委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第2回札幌市 アイヌ施策推進委員会を開催いたします。

初めに、事務局から、ご報告、ご連絡がありますので、よろしくお願いいたします。

○事務局(大場アイヌ施策課長) アイヌ施策課長の大場です。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

初めに、委員会の成立についてご報告させていただきます。

委員会規則第4条第3項におきまして、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとされておりますが、本日は委員8名にご出席いただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、貝澤委員、小樋山委員からは、欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

初めに、次第、次に、右肩に資料番号が振ってありますが、資料1、第2次札幌市アイヌ施策推進計画策定に向けた今後の進め方、次に、資料2、第2次札幌市アイヌ施策推進計画(案)、資料3、A3判横になりますが、第2次札幌市アイヌ施策推進計画の体系の変更点、資料4としまして、令和元年度アイヌ施策推進地域計画目標評価報告書、最後に、参考資料としまして、現在の札幌市アイヌ施策推進計画になっております。

資料に不足等はございませんでしょうか。

なければ、委員長、よろしくお願いいたします。

### 2. 議事

○松久委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

第2次札幌市アイヌ施策推進計画(案)について説明をお願いいたします。

○事務局(山本制度担当係長) アイヌ施策課制度担当係長の山本と申します。よろしく お願いいたします。

私から、議題、第2次札幌市アイヌ施策推進計画(案)について、資料1から資料3までを使って説明させていただきます。

まずは、資料1、第2次札幌市アイヌ施策推進計画策定に向けた今後の進め方をご覧ください。

今回は、資料の中ほど、左側に★印がついた回になりまして、この計画の審議に関しま しては第5回目の委員会となります。

前回5月の委員会の場で、計画策定に向けて行います意見交換会の進み具合によっては、 今後、委員会を追加開催させていただくこともあり得るということをご案内しておりました。 しかしながら、現時点では、まだ意見交換会終了の目途が立っていない状況にあり、 次回の委員会の時期につきましても、現段階ではお示しできない状況になっております。

そのため、大変恐縮ですが、今回につきましても、10月の委員会の前に一度、委員会

の追加開催があり得るという点だけ、改めてご案内させていただきまして、こちらについては、状況が固まり次第、速やかに連絡させていただきたいと思います。

資料1について説明は以上です。

続きまして、資料2、第2次札幌市アイヌ施策推進計画(案)の説明に移らせていただきます。

こちらにつきましては、前回の委員会でご指摘いただきました点を基に修正をいたしま した部分、それから、今回新たにお示しいたします具体的な取組などにつきまして、章ご とに説明いたしまして、それぞれご意見を頂戴できればというふうに思います。

資料2を1枚めくっていただきますと、まずは目次になります。

こちらは、前回のご指摘を踏まえまして、全体的な見出し、第1章、第2章、1番、2番とありまして、(1)、それから、片仮名のアイウと細かく分類しておりましたけれども、ご指摘を踏まえまして、できる限り簡素化いたしました。

具体的なところにつきましては、これ以降のページでご覧いただければと思います。 続きまして、第1章の説明に移らせていただきます。

一番下にページ番号を振っておりますけれども、まず、3ページ目をご覧ください。

こちらに、計画の位置付けという図を記載しておりますが、前回いただきましたご指摘としましては、当初、札幌市としての枠組みだけでお示ししておりました計画の位置付けを、アイヌ施策推進法との関係も含めて分かるような構図にしたほうがよいのではないかということでした。

このご指摘を踏まえまして、国、それから、北海道も含めまして、アイヌ施策の全体像をお示しするような図に修正をいたしました。

また、これに伴いまして、1ページ前の説明文につきましても、国、北海道に関する記載を加えております。

あわせまして、現時点ではこの資料には添付しておりませんけれども、最後のページに 掲載予定の巻末資料ということで、アイヌ施策推進法、それから、政府の基本方針につき ましても掲載を予定しております。

第1章の修正点に関する説明は以上です。

○松久委員長 それでは、各章ごとにご意見、ご質問等をいただいていくということでよろしいでしょうか。

### (「異議なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、ただいま、事務局からありました第1章の説明について、ご意 見、ご質問のある方はいらっしゃいませんでしょうか。

どうぞ。

○飯田委員 3ページの図は、すごく分かりやすくなってよいと思います。

その上で、第1章の1の標題ですが、これは、第1章の1、第2次計画策定と言ってしまって、第2次計画策定の背景と趣旨を入れたほうがよいと思います。

それと、若干違和感を受けるのは、背景と趣旨を分けて丁寧に論ずるというやり方が分かりやすいのかどうかということです。本当に単純に言ってしまえば、第1次の計画が10年で期限が来たので、第2次の計画に入りますということが伝わればよいわけですよね。ですから、ここに書いている国連宣言や国会の決議は、ほかのところでかなり丁寧に論じていますから、わざわざここで論じる必要があるのだろうかということです。

さらに、分かりやすさを考えて、ここはもう(1)背景と(2)趣旨を第2次計画策定の趣旨ということで一本化してしまって、文章上も1ページの真ん中にある「こうした世界や国の動向を踏まえ」という文章を生かすとしたら、「こうした」を取ってしまって、世界や国の動向を踏まえ、第1回の計画をつくっていろいろな努力をしてきましたと。そして、それが10年の期限を迎えましたということを第1パラグラフにして、第2パラグラフは、2ページ目の上にあります6行ほどの文章をもう少しうまくつないで、どうして第2次に入るのか、それから、第2次ではこういうことを目指しますとストレートに簡略的に論じたほうがよいと思います。読むほうとしては、ここで先住民の提起が入って、また後の第2章でも入ってきますから、行ったり来たりすると読みづらいと思うのです。とにかく、ここで言いたいことが何なのか、第1次を経て第2次をやるということに絞ったほうがよいのではないかということが読んだ上での感想です。

- ○松久委員長 ただいまのご意見等につきまして、事務局からはいかがでしょうか。
- ○事務局(大場アイヌ施策課長) 背景と趣旨は、丁寧に説明するという趣旨でこのよう に分けまして、重複するかもしれませんが、第1次に書いてあることも書いた次第でござ います。

これを簡潔にということですが、委員の皆さんがそれでよいですということであれば、 我々のほうで今ご意見があったようなところを踏まえて少し簡潔にまとめさせていただき ますので、委員の方々の意見をいただければと思います。

○松久委員長 具体的な文章のつくりとなりますと、いろいろなご意見あるいは好みもあるかもしれませんので、今すぐご意見等を頂きにくいところはあるかと思いますが、事務局に参考にしていただくということで、何かございましたらご自由にご意見等いただきたいと思います。

どうぞ。

- ○阿部委員 今いただいたお話も確かに分かるのですけれども、僕らは委員をやっている からこういう資料を読んでいるというのがあるのです。ここには権利宣言の採択や、日本 における国内の政策の流れを書いていますが、私は、一般の市民の人たちが見ることを考 えますと、このぐらいは必要でないかなというように思って見ておりました。
- ○松久委員長 ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

関連してご意見などございましたらお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 ご意見も参考にしていただきまして、事務局で練り上げていただきたいと 思います。

第1章につきまして、ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

- ○松久委員長 それでは、次に進ませていただきます。よろしくお願いします。
- ○事務局(山本制度担当係長) 続きまして、4ページ、第2章「アイヌ民族に関わる歴 史的経緯」の修正内容等に関する説明に移らせていただきます。

前回は、平成22年に策定いたしました現計画の掲載内容をそのままお示ししておりましたが、教育委員会が発行いたしました「アイヌ民族の歴史・文化等に関する指導資料ー第6集-」を参考にしながら、現計画よりも詳しい記載が必要、というご指摘をいただきました。

このご指摘を踏まえて、先ほどの指導資料のほか、国や北海道が提供している資料も参考にしながら、素案を作成いたしました。長い歴史の一端ということではございますけれども、本計画の第3章以降の具体的な内容をご覧いただく前に、アイヌ施策の意義に関して一定のご理解をいただく上での要点を記載したものとなっております。

そして、9ページには、先日開業いたしました民族共生象徴空間に関して、本文中では 紹介し切れないような部分を、クローズアップと称して掲載しております。

あわせまして、10ページには、今回、こちらの第2章を作成するに当たって参考にした資料も追記しております。

簡単ではありますが、第2章の修正点に関する説明は以上です。

○松久委員長 ただいまの事務局からの説明、また、第2章の内容につきまして、ご意見、 ご質問などございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○阿部委員 私は、これは前に言ったような気がするのだけれども、5ページの(3)明治時代以降の上から5行目の「一方で、明治政府の同化政策により、アイヌ民族の風習は禁止の対象とされたり、日本人風の名の使用や日本語の使用を強制されたりしました。」という書き方については異論があります。明確にアイヌ民族の風習を禁止したのは明治4年です。これは禁止通達です。

それから、明治9年にも、当時の法律ですけれども、風習の洗除という通達を出しているのです。これは明らかに禁止で、なんぼ言ってもまだやっている、厳格に取り締まるからな、厳罰を与えるぞと書いてあるのです。

また、次に、「伝統的な生業」ともありますけれども、生業が規制されるではなくて禁止です。狩猟、漁業撈、採取の禁止、さらに、土地も取り上げられてしまったため、伐木、木を切ることもできないわけですから、ここは明確に書かないといけないと思うのです。 これは国も道も全部書いてあるのですが、何でこのままになったしまったのか、ちょっとびっくりしています。 それから、今度、下から5行目のあたりに、「明治19年、北海道庁が置かれ、和人社会の構築が進められる中、明治32年には、北海道旧土人保護法が施行されました。この法律は、アイヌ民族に土地を付与して農業を奨励しました」とありますが、これは明らかに間違いです。これは明確に法律に残っていますが、明治32年3月に北海道旧土人保護法ができ上がっているのです。そして、5月に、北海道旧土人保護法の施行規則がつくられています。さらに、6月に、施行細則というのをつくっているのです。この施行細則で、アイヌ民族に付与する土地は未開地に限ると書いてあります。これは、土地でも農地でもないのですよ。開拓できなかったら15年で没収ということでしたから、戦後でも残っているのは100%のうち15%なのです。そのぐらい没収されてしまっているのです。未開地だから大木が立っていて全く開拓されてないところだから開墾できないわけですよ。だから取られてしまったのです。こういう法律が3本も明確にありまして、それにちゃんと出ています。

そして、昭和21年に北海道アイヌ協会が現在の新ひだか町で社団法人として発足したときに最初に決議したのは、「アイヌ民族甦生援護ニ関スル嘆願書」というものなのです。これはこのことを言っているのですよ。私たちに土地を付与すると言ったのに、未開地に限るとされたから開墾できなかったのだと。だから、私たち北海道アイヌ協会に対して、アイヌに対して、きちんと農地を、土地を付与してくださいという北海道庁への嘆願書を最初に決議しているのです。やはり、ここだけはしっかりと書いてもらいたい、そう思います。よろしくお願いします。

- ○松久委員長 ただ今のご指摘についていかがでしょうか。
- ○阿部委員 私は、嘆願書などの資料について、きちんと持っていますから、それをあげますよ。それに基づいて、これを書いてください。
- ○松久委員長 ただ今、阿部委員から大変詳しいご指摘等をいただきましたが、どうでしょうか。何年の何々というように根拠法令があるものについてもご紹介いただきましたが、できれば、そういうものもこの中に書き込んではいかがかということですね。
- ○阿部委員 そうですね。

これは北海道アイヌ協会の本部で出しているものに全部書いてありますので、よろしく お願いします。

- ○松久委員長 全体のバランスということもあるでしょうし、既に詳しく書き込めるもの はかなり書き込んでいただいていますが、ただ今のお話にでましたような根拠法令のある ものについては、それを示したほうがよいのではないかというご意見が含まれていたとい う受けとめ方でよろしいでしょうか。
- ○阿部委員 はい。
- ○松久委員長 ただ今の点について、確認しておくことなどはありますか。
- ○事務局(山本制度担当係長) まずは、頂きましたご意見を基に、私どもの方で勉強させていただき、改めて検討させていただきたいと思います。

○松久委員長 ほかに、ございませんか。

○飯田委員 10ページで、いろいろ関心持ったり調べてみたりしたいと思う人に、参考 文献やネットの情報などを伝えたということは、非常に親切だし、大事なことをやってい ただいたなと思います。

その上で、3点ほど、読みながら思ったことをお伝えします。

1点目は、用語の使い方の問題ですけれども、5ページを開いていただければと思います。

前回との兼ね合いもあるから踏襲しているということで理解はしているのですが、例えば、5ページの二つ目の段落の「蠣崎氏から」、「黒印状を受け」の「黒印状」、それから、その次の行の「商場知行制」という言葉は、もし使うのであれば、下に用語解説を入れるか、もしくは、趣旨はアイヌにとって不平等というか、不利な条件に変わってきたということだから、わざわざ使わないという手もあると思います。

それから、黒印状については、注をつけるよりは、「アイヌ民族との交易の独占権を認める黒印状を受け」みたいな形で、黒印状そのものを説明した文章に切り替えてしまうほうが親切かなと思います。

商場知行制は、なかなか難しい用語ですよね。だから、注をつけるか、カットしてしまってそのままつなげてしまうか、そういう処理のほうがよいかなと思います。わざわざこういう用語を使わなくても趣旨は伝わっていると思うというのが1点目の話です。

それから、2点目は、6ページから9ページまで、政府及び行政の取組の状況を時系列的に大事な話を展開していることはよく分かるのです。ただ、この辺も、一つひとつ理解を深めてくという意味では、補助手段として年表方式で、1997年のアイヌ文化振興法から2019年のアイヌ施策推進法、2020年のウポポイの開業まで、少し分かりやすい一覧表をどこかに入れておいて、本文はもう少し簡略化するような手法をとってもよいのかなと思います。そのほうが読む上では分かりやすくなるかなと思っています。

それから、3点目は、結局、前回もそうなっているからということでしょうけれども、 8ページの4、アイヌ民族に関する最近の動向で書かれていることは、ウポポイの紹介も ありますが、基本はやはり政治と行政の話になっています。

公文書を作っていく上で一つの案ですけれども、(4)高まるアイヌ文化への関心というような項目を増設してはいかがでしょうか。この10年間の中で、社会的な政治経済だけではなくて、大事なことが結構いろいろ動いてきているので、それを少しドット方式で時系列に入れてみてもよいのではないかと思っています。

例えば、どんなことを入れるかと言いますと、日高の沿岸のバスの停留所は、まず、アイヌ語で読んでから日本語で読んでいますよね。それから、これは事実とフィクションとの関係があるのだけれども、アニメや小説の分野でアイヌ問題を取り上げて、それを題材としているものが出てきています。例えば、今回の直木賞の受賞作もそうなのですよね。たしか、大英博物館で木彫りの展示もしています。確かに、これは公文書ですが、小説と

かアニメ、大英博物館での展示など、固有名詞を上げるかどうかについては、うまく処理 してしまえばよいと思うのです。

また、私の知っているところでは、アイヌ語のラジオ放送や語学学校などは、大きく増えたということは聞いていないですけれども、いろいろなことがずっと継続していますよね。最近の動向と書いてあるわけだから、政治と行政だけに絞らないで、社会面、文化面の影響についても広げておいたほうがよいと思います。

それから、大事なこととしては、3年ぐらい前ですが、ドイツとオーストラリアの博物館から遺骨が返還されたのです。こちらからの請求もあったのでしょうけれども、やはり向こう側も考えて返ってきています。

あるいは、建築学会では、アイヌのチセに対する関心も高まっています。 隈研吾さんというあの国立競技場を設計した有名な建築家の方が北海道の耐寒性に優れた住宅を作るときにチセが参考になるみたいな言い方もされていました。

そういうような事実に即したことを少し簡単に書いておきますと、この10年間ぐらいで、文化や社会で民族を取り巻く動きがあったことが伝わると思います。余り固いことだけではなくて、いろいろなことが伝わってくるような内容にしてみてもよいのかなと思いました。

以上です。

- ○松久委員長 今の点について、何かございましたらどうぞ。
- ○事務局(山本制度担当係長) ありがとうございました。

ご意見として参考にさせていただきまして、できることがあるのか、ないのかを考えさせていただきたいと思います。

○松久委員長 10ページに、参考資料、報告書などがございますが、発行年がわかるものについてはそれが示されていますと、いつのものだとイメージが持ちやすいかなと思いました。

それと、先ほど「商場」という言葉が出ておりまして、注をつけるか削除してもという 考え方が示されておりました。ざっと見ましたところ、ルビを振っているところは見当た りませんでしたが、用語によっては、読み手にとってはルビを振ってあったほうがありが たいかなと思った次第です。

ほかに、この第2章につきましてございませんでしょうか。

どうぞ。

○本田委員 今、委員長がおっしゃってくださったことなのですけれども、出典を書くと きに必ず刊行年を書くというふうに授業でも指導していますので、私もお願いしたいなと 思います。

それから、以前、「やはり北海道の歴史で大事なのはショウバチコウセイですよね」と おっしゃった方がいて、「ショウバチコウセイ」って何だろうと思ったら、商場知行制の ことだったのです。私は、こういう用語は載せたほうがよいという立場なのですけれども、 そのときにはせめてルビを振っていただけたらと思います。お願いいたします。

- ○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。 どうぞ。
- ○阿部委員 今の本田委員のご意見に賛成です。

そして、ここで商場知行制を書くのであれば、場所請負制も是非書いてもらったほうが よいと思います。お願いいたします。

○飯田委員 また、用語の使い方になってしまうのですけれども、ウポポイ、民族共生象 徴空間をクローズアップで載せたのはよいことだと思います。

ただ、私はまだ行っていないですけれども、看板表示はアイヌ語が上になって、日本語になっていると報道されています。だから、ここも、むしろウポポイを先に出して、民族共生象徴空間は括弧書きで入れるぐらいの気持ちでもよいのではないですか。別に、それは公文書の仕様として邪道だとか間違っているということまでならないのではないかなと思います。むしろ、最近の新聞表記はみんなそうなっていますよね。

それと、民族共生象徴空間の説明の中で、1番目がさっき言われたような注目を引けるような表示になっているとか、短編アニメなど、どこまで入れるかはありますけれども、割と関心が持てる材料を少し工夫して入れてもよいのかなということも思いました。 以上です。

- ○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。 どうぞ。
- ○本田委員 だとすれば、ついでにご提案です。公文書では余り出ていないのですけれども、JRの車内放送で、民族共生象徴空間のことをウアイヌコロコタンというふうにアナウンスが流れます。それは民族共生象徴空間のことをアイヌ語で表現しているのですが、単に共に生きるではなくて、アイヌコロというのは相手を尊重するとか尊敬するという意味で、そこにお互いにという言葉のウがくっついているのです。

私は、単に共に生きるよりも、お互いに尊重し合うとか尊敬し合うという訳がとてもすてきだと思っているのですが、ウアイヌコロコタン民族共生象徴空間ウポポイと書いたら、ちょっと長過ぎますでしょうか。でも、そういう深い気持ちがあるということは、アイヌ語訳をするときに、どこかでお伝えいただければよいかなという気がします。

○松久委員長 ただ今のJRのアナウンスのことは存じ上げませんでしたが、いま一つ掘り下げたところというのでしょうか、そういうものもこの中に含まれていると、非常に価値も高まるのではないかと思ってお聞きいたしました。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

- ○松久委員長 それでは、次お願いいたします。
- ○事務局(山本制度担当係長) いろいろご意見をありがとうございました。 続きまして、11ページ目以降をご覧ください。

こちらの第3章に関しては、今もいろいろご意見をいただきましたけれども、前回の委員会で、巻末資料をうまく使って、本文はできるだけ簡潔に、というようなご指摘をいただいておりました。

まず、12ページから16ページにかけて、現計画の取組に関する記載をしているページになります。前回は単純に文章だけでお示ししておりました内容を、まずは表形式にまとめまして、可能な限り簡略化いたしました。

それから、13ページには、先ほどもありましたが、アイヌ文化交流センターの件もクローズアップということで載せております。

16ページには、まだ計画期間が終わったわけではありませんが、これまでのところということで、現計画の総括を記載しております。

続いて、同じく、16ページの2番は、意見交換会に関する項目です。こちらにつきましては、意見交換会が全て終了いたしました後に改めて記載させていただきます。こちらも本文は要点の掲載にとどめまして、巻末資料で詳しい内容を掲載する予定になっております。

続きまして、次のページの3番、市民意識調査という項目ですが、こちらも意見交換会 同様、実施後に掲載いたしますが、本文中は要点のみ、巻末に詳細を掲載するという想定 です。

続いて、その下の4番の課題も、意見交換会、市民意識調査の結果を踏まえて追記予定ですので、ひとまず現在の内容は現時点で書き得る部分となっております。

最後に、次のページですが、今回は掲載がありませんけれども、前回お示ししておりました計画案上は、この章の最後に計画の達成状況を検証するということで、指標という項目がありました。こちらにつきましては、今回は第6章に掲載しておりますので、掲載箇所を変更した経緯も含めまして、後ほど説明をさせていただきます。

第3章の修正点等々について、説明は以上です。

- ○松久委員長 では、第3章について、いかがでしょうか。 どうぞ。
- ○多原委員 16ページの札幌市アイヌ文化交流センター、いわゆる、サッポロピリカコタンが、2003年に開館いたしまして、当初から、アイヌ民族が主体的に管理運営できないかと札幌市に要望を出してきました。

前計画の総括の3段落目に、「なお、『札幌市アイヌ文化交流センターへの指定管理者制度の導入』と、札幌市共同利用館の老朽化に対処するための」というふうに書かれております。これは具体的にどのように進めるのか、説明いただきたいと思います。

- ○松久委員長 事務局から、よろしいですか。
- ○事務局(大場アイヌ施策課長) 今後の進め方ですが、この2点については、前計画で 実現できませんでしたので、次の計画についても引き続き取り組むことにしております。

その中で、指定管理者制度ですが、一つの団体に対して施設の維持管理や事業運営など

の全部を委託するということになると、なかなか難しい面があるかと思います。今、様々な市有施設で指定管理者制度が導入されていますので、そこの様々な手法を参考にしながら、できるところをできる団体に、できるところをできる会社というように、分割で委託できるような方法があるのか、ないのか、そういうものも含めまして、実現に向けてさらなる検討を進めていきたいというのが今考えているところでございます。

共同利用館につきましては、やはり老朽化が避けられない状態ですから、これにつきましては、まず、市有地の確保が必要になってきます。なるべく市街地にとは思っているのですが、我々だけの意見が通るものでもないものですから、市有地・市有施設の配置を所管しているところと調整を図りながら、都心に近いと言いつつも、交通の便のよいところなど、全ての条件がそろうところはないかもしれませんが、少しでも条件のよいところを探して、共同利用館の代替になるようなものを検討させていただければと思っております。〇松久委員長 よろしいでしょうか。

○多原委員 指定管理者制度について、いろいろな手法があるのでしょうが、それに関して、私たちも調べたり、それに向けての要望はしてきたりしていますが、数十年たっていながら具体的にできていないのです。

今後、指定管理者制度を立ち上げるために、最初に行政がこのような手法があるということを調べて、実際に、いわゆる当事者や、そういったことをやっている人との意見交換会にて、どのようなことをしていくかというご説明をいただける日程等というのが分かれば教えてください。

○事務局(大場アイヌ施策課長) 今、ほとんどの市有施設は指定管理者制度を導入しておりますので、関係団体等としっかりお話をさせていただく中で、できる限り早く実現できればよいと思っておりますが、スケジュールについて特に決めているものはありません。 ○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

〇飯田委員 12ページから15ページですが、すごく読みやすくなって、分かりやすくなって、こういうやり方があるのだなと思って、感心しました。

その上でですけれども、15ページで、せっかく下に写真1枚載せていますが、スペースがまだありますよね。だから、もう少し民芸品か、文様か、木彫り作品か、埋めるというわけではないですけれども、何かうまく入れてほしいなと思います。

もっと極端に言うと、最初か一番裏に何か使ってもよいのではないかという気もしているのです。小さいのをたくさん載せるよりは、半ページぐらいアイヌ文様を大きく載せるのもインパクトがあってよいのではないですか。それぐらいのスペースをうまくどこか使ってやったほうが、第2次計画の意味合いが出るのではないかと思っています。

以上です。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

- ○松久委員長 それでは、次お願いいたします。
- ○事務局(山本制度担当係長) それでは、続きまして、20ページ目以降の第4章の説明に移らせていただきます。

こちらは、前回の委員会では、2番の施策目標に関しまして、第3章の課題を含めなが ら、もう少し詳しい記載が必要だというご指摘をいただいておりました。

今後、第3章の課題の部分を追記していく予定となっておりますので、それに応じて、 今後さらに修正していくということも想定しておりますけれども、ひとまず、現時点で可 能な範囲で追記したものを今回提示しております。

第4章について、簡単ではありますが、修正点に関する説明は以上です。

○松久委員長 この第4章につきまして、ご意見等ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

## (「なし」と発言する者あり)

- ○松久委員長 それでは、引き続きお願いいたします。
- ○事務局(山本制度担当係長) 今回、ご意見がなかったということをもって完成とは認識しておりませんので、もし今後もご指摘等がございましたら、是非いただきたいと思います。

続きまして、順番から言いますと、次は第5章ということになりますが、本日の委員会上、こちらが中心的な議題ということにもなりますので、順番が前後いたしますが、まず、35ページ目以降、第6章から先に説明をさせていただきたいと思います。

こちらも、今回、初めてお示しすることになる項目となりますが、本計画の推進に関する体制や、先ほど簡単に触れました指標を掲載しております。

35ページの1番は、本計画の推進に当たりまして、この委員会の場で検証を行うということや、国、北海道、各種関係団体、市の関係部局も含めまして、それぞれ連携を図っていくということを記載しております。

2番、計画の進行管理というところは、今後も当委員会の場で、年度終了ごとに進捗状況の検証を行うことなどについて触れております。

それから、36ページは、指標についてですが、当初は第3章「現状と課題」の中で掲載をしておりましたが、前回の委員会以降、指標について検討していく中で、例えば、アイヌ文化体験講座年間参加者数など、第5章に掲載する具体的な取組の内容が入った指標が多々あることを踏まえ、全体的な説明を終えました段階となる第6章に掲載をすることといたしました。

各指標項目について、簡単に説明させていただきます。

第4章に掲載しておりました施策目標ごとに指標を設定しております。

まず、施策目標1、「アイヌの文化の保存・継承・振興」につきましては、一つ目として、「アイヌ文化や伝統文化の保存・継承・振興などに取り組んでいるアイヌ民族がいること」について知っている人の割合となっています。

これ以降も出てきますが、基準という欄に黒丸でパーセンテージ、目標という欄に白丸でパーセンテージを記載しております項目については、市民意識調査の調査項目になっておりますので、具体的な数値の設定はその調査の実施後になります。

続きまして、「伝統文化の担い手育成の仕組みの確立」は、基準が横棒、目標が確立となっておりますが、こちらにつきましては第5章の説明の際に、改めて大まかな内容を説明させていただきたいと思います。

続きまして、施策目標 2 「アイヌ民族に関する理解の促進」というところですが、こちらも一番上、アイヌ民族について知っている人の割合は、市民意識調査の後になります。

続いて、アイヌ文化体験講座年間参加者数、小中高校生団体体験プログラム・出前体験 プログラム年間参加校数、それから、民族共生象徴空間バスツアー年間参加者数は、いず れも※印がついておりまして、目標年度が令和5年度となっております。

この後、さらに※印がついた項目が出てきますけれども、こちらにつきましては、昨年度作成いたしましたアイヌ施策推進地域計画に指標として掲載しているものになっております。地域計画の計画期間が令和5年度までとなっておりますので、本計画の中間目標というには早いですが、この令和5年度までの目標ということで扱っております。令和6年度以降は、次期地域計画で設定いたします指標を、本計画でも使用することを想定しております。

それでは、戻りまして、施策目標3「体験・交流の促進」についてですが、こちらも、一つ目の項目、札幌市アイヌ文化交流センターについて知っている人の割合、それから、札幌市アイヌ文化交流センター年間来館者数、体験交流事業年間参加者数としております。こちらの体験交流事業は、アイヌ文化交流センターで行いますコタンノミという儀式の後に行う、輪踊りへの参加者数となっております。

次のページに行きまして、施策目標 4 「産業等の振興」につきまして、一つ目の項目は、 市民意識調査の項目となっております「アイヌ民族独自の伝統的な民工芸品があること」 について知っている人の割合、それから、アイヌ民工芸品販売会年間購買者数です。

最後に、施策目標5「生活関連施策の推進」につきましては、第5章で改めてご説明いたしますが、先ほどお話があったような共同利用館にも関係します交流・継承の場の設置、目標は設置としております。それから、アイヌ民族の児童・生徒の学習支援年間参加者数は、特に地域計画にも記載はありませんが、夏休み、冬休みの期間に合わせまして、アイヌ民族の児童生徒を対象として行っております学習会の参加者数を数値目標として一つ掲載しております。

少し長くなりましたが、第6章に関する説明は以上です。

- ○松久委員長 第6章につきまして、ご意見、ご質問などございませんでしょうか。 (「なし」と発言する者あり)
- ○松久委員長 特にないようでしたら、第5章に入らせていただきたいと思います。 それでは、お願いいたします。

○事務局(山本制度担当係長) 具体的な取組の説明の前ではありましたが、先に指標について説明させていただきました。

次は、戻りまして、24ページ目以降、第5章「具体的な施策」に関して説明させていただきたいと思います。

第5章は非常に項目が多くなっておりますが、まずは全体的に概要を説明させていただきました上で、最後に全体を通してご意見を頂戴できればと思います。

まず、24ページの計画体系は、前回お示しした内容から幾つか修正を加えております。 表現を整えたり、軽微な修正にとどまる部分も多かったりするため、具体的な内容は資料 3をご覧いただくこととしまして、このうち、1点だけ説明させていただきたいと思いま す。

施策目標1「アイヌ文化の保存・継承・振興」について、前回の委員会では、施策目標のタイトルにありますアイヌ文化の「保存」というところに該当する「アイヌ民族の伝統的な生活空間(イオル)の再生」を最初に持っていきました、とお伝えしていたところではありますがいろいろ検討を進める中で、今後のいわゆるアイヌ施策の柱とも言うべき推進施策2「アイヌ文化の継承と人材育成」を冒頭に持ってくるほうがよいのではないかということもありまして、その順番を元に戻させていただきました。度重なる変更で恐縮ですけれども、この1点だけ、説明させていただきたいと思います。

資料2の24ページに戻ります。

説明は省略いたしましたけれども、それ以外の変更点も反映したものがこちらに掲載しております計画体系です。

続きまして、25ページ目以降、具体的な取組について説明させていただきます。

現計画から継続実施する事業もございますので、そちらにつきましては説明を割愛させていただきたいと思います。

まず、25ページの施策目標1「アイヌ文化の保存・継承・振興」の推進施策1「アイヌ文化の継承と人材育成」から説明させていただきます。

具体的な取組を5項目掲載しておりますが、このうち、上の三つが新規事業となります。 具体的にどういうことができるのかにつきましては、今後、検討や意見交換をさせてい ただきながら固めていくことになりますが、現段階でおおまかにイメージしている内容と いうことで、説明をさせていただきます。

1点目、伝統文化の担い手を育成する仕組みの検討です。

こちらの事業内容といたしましては、アイヌ民族間、アイヌ民族の方からアイヌ民族の方へ技術の伝承、例えば、アイヌ語や民工芸品の制作、歌、踊り、いろいろなものがありますが、こういった技術を継承できるような講座のようなものが何かできないか、そんなところを検討していきたいという事業になります。

続きまして、2点目、「交流・継承の場の確保に関する検討」です。

こちらにつきましては、イメージとしましては、アイヌ民族の年長者の方から、子ども

たちも含めまして、若い世代の方に知識あるいは経験を継承していくような機会をどうしたら確保できるかを検討します。

先ほど第5章の指標のところで説明します、といったものがこの二つの事業です。

3番目、「民工芸品などの展示場所の提供」は、アイヌ文化交流センターや、地下鉄さっぽろ駅の構内にございますアイヌ文化を発信する空間ミナパで、アイヌ民工芸品作家の活動のきっかけになるような展示場所の提供を考えたいということでございます。

その下、「アイヌアート・モニュメントの制作・展示」は、前計画からの継続事業ということになります。

さらに、その下の「アイヌ文化の保存・継承・振興活動への支援」は、一言で言います と補助金でございますが、これも継続事業となっております。

続きまして、26ページ、推進施策2「アイヌ民族の伝統的な生活空間(イオル)の再生」につきましても現計画からの継続事業ということになります。

イオルでの自然素材の育成、それから、自然素材を活用した体験機会の創出に引き続き 取り組んでいくということになっております。

では、続きまして、27ページに移ります。

こちらは、施策目標 2 「アイヌ民族に関する理解の促進」の推進施策 1 「アイヌ民族に関する啓発活動の推進」というところですけれども、こちらは事業名こそ変わっておりますが、基本的には現計画の事業をこれからも継続的に実施するという内容になっております。

続きまして、28ページ、推進施策2「アイヌ民族の歴史の尊重と教育施策の充実」につきましては、一番上の取組、民族共生象徴空間と連携した学習の実施が新規事業となっております。先日開業いたしました民族共生象徴空間、ウポポイを児童・生徒の学習の場、さらには教職員の方の研修の場ということで活用しながら理解を深めていくというような取組をすることになっております。

それ以下の部分につきましては、現計画からの継続事業となっております。

続きまして、29ページ、施策目標3「体験・交流の促進」というところですけれども、まず、推進施策1「札幌市アイヌ文化交流センターの魅力創出」につきましては、上4項目が新規事業となっております。

それぞれ説明しますと、まず、「文化体験コーナーの設置」は、かねてからご要望もありましたが、アイヌ文化交流センターにアイヌ民族の講師の方が常駐して、体験コーナーを常時開催するというようなものになっております。

続きまして、「札幌市アイヌ文化交流センター中庭の再整備」は、具体的なところはまだこれからということになりますが、中庭を整備しまして新しい展示コーナーを作る、ということを今進めております。

その下、「映像コンテンツの制作」も、新しく設置いたします展示コーナーに関連して、 アイヌ文化を紹介するようなものを制作することを今想定しております。 その下、「音声案内システムの設置」についても、具体的なところはこれからになりますが、館内展示室の場所をご案内したりするようなイメージで、検討を進めております。

その下、「老朽化した展示物の更新」、「指定管理者制度導入に関する検討」も、引き 続き進めるということとなっております。

続きまして、30ページの推進施策2「体験・交流の機会創出」は、アイヌ文化交流センターを中心として実施いたします体験、交流に関するイベントといたしまして、同センターが独自に開催しておりますイベント、それから、先ほど説明しました儀式開催に合わせて実施します輪踊りを掲載しております。

続きまして、施策目標4「産業等の振興」について説明いたします。まず、推進施策1「アイヌ文化のブランド化の推進」ですが、一つは「アイヌ民具工芸品のブランド化」、 それから、新規事業ということで、具体的な場所、規模は今後検討となりますが、「アイヌ民工芸品の常設的な販売場所の設置」を目指しているところです。

最後に、「アイヌ民工芸品の販売会の開催」も継続実施となります。

続きまして、推進施策 2 「アイヌ文化に関する観光プロモーションの推進」について説明いたします。こちらにつきましては、具体的な取組の一番上、「アイヌ関連施設などの観光プロモーション」が新規事業となっております。令和 5 年度までは、先ほど説明しました地域計画で、ウポポイ、アイヌ文化交流センターを周遊しますバスツアーをすることとしております。令和 6 年度以降、具体的なところは決まっておりませんが、ウポポイと連携しながらプロモーション活動をするという事業になっております。

その下は、前計画からの継続事業になります。

それから、最後になりますが、施策目標 5 「生活関連施策の推進」につきましては、具体的な取組は、基本的には前計画から継続する事業になっております。

一番下にございます「交流・継承の場の確保に関する検討」は、施策目標1に掲載した 事業になりますが、施策目標5番との関連性もあるということで、こちらに再掲という形 で載せております。

あわせまして、34ページには、前回の案では掲載しておりませんでしたが、いわゆる持続可能な開発目標、SDGsと本計画との関連性を掲載させていただいたページを追加しております。

説明が長くなりましたが、第5章に関して、説明は以上です。

○松久委員長 それでは、第5章につきまして、ご意見、ご質問などはございませんでしょうか。

これは、第5章だけのことではないのですが、脚注の番号は後で番号順になるというか、 今、暫定的にこういうふうになっているということでしょうか。

○事務局(山本制度担当係長) お見苦しかったかもしれませんが、順番が戻っている脚注は、既に出ている脚注番号を継続して使ったものです。掲載方法の工夫が必要と思っておりますので、こちらについては、今回はご容赦いただければと思います。

- ○松久委員長 わかりました。ありがとうございました。どうぞ。
- ○多原委員 質問させていただきたいのですが、31ページの真ん中、具体的な取組にありますアイヌ民工芸品の常設的な販売場所の設置ということで、都心部に、アイヌ民工芸品の常設的な販売場所を設置しますとあります。

これは、数十年前から要望をしてきたことです。今までは単発的に年数回といったものだけの実施でした。これまで行政としてはそういった場所は直接できないというふうに言っていたかと思いますが、具体的にどのような形で設置を考えているのでしょうか。

○事務局(大場アイヌ施策課長) アイヌ施策推進法ができまして、販売場所の設置につきましても交付金事業の対象になるとお聞きしております。したがいまして、交付金も活用しながら、常設的に販売できるような場所を確保していきたいという趣旨でございます。 ○多原委員 今までは、民間の会社に委託販売のようなことしか考えられないというふうに聞いておりました。北海道で一番人口の多い札幌へは観光の方や修学旅行生もたくさん来ます。ニーズも非常に大きいので、こういう場所ができればと要望してきたところです。まち中で、販売や、交流センターと作家を紹介する場所ができるのは望ましいことです。是非進めていただくことを希望します。

ありがとうございます。

- ○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。 どうぞ。
- ○北委員 余談になるのですけれども、アイヌ文化の伝統や継承という点で前にも申し上げたのですが、古い伝統工芸品が月1回の月末の豊平神社の骨董市でも売られていまして、本当にすばらしい品物なのですけれども、それらは高値で売られていたりするのです。ただ、私のようなそういう美しいものを見たい人もたくさんいらっしゃると思うので、札幌市として眠っている民工芸品を寄贈していただけるように働きかけてほしいなと思います。そうすれば、今新しく作っておられますけれども、古い作り方の学びにもなると思うのです。

やはり、そういったものを集める意思決定はないのかなと思ったので、お伺いしたいと 思います。

- ○松久委員長 いかがでしょうか。
- ○事務局(大場アイヌ施策課長) 今まで、古い民具等々を買い取ったり、収集したりしたことはないです。施策としては特にやったことはないですが、やってみて、集まって、それをどこかで展示してということになろうかと思いますが、集めたものが本物かどうかといったその真偽のほどが分からないで展示してしまうと、それはまた難しい問題が出るのかもしれないのですが、今の意見としては実は眠っている民工芸品がありますよというお話だと思いますので、寄贈してくれる方がもし出てくるのであれば、北委員がお話された取組も必要なことかなと思いますので、これから事業を組み立てる中で検討させていただければと思います。

○松久委員長 ただ今、話題になっております31ページの販売場所ですが、まず、設置主体は札幌市で、場所を提供するというところがあります。その運営は、札幌市が運営するというか、どんな形になるのか、こんな感じというイメージはありますでしょうか。つまり、そこで販売するのも札幌市なのか、アイヌ民族の方々の主体的な運営みたいな形になるのかなど、もし、既にお考えのところ、こんな感じのものになるのではないかというものがありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

○事務局(大場アイヌ施策課長) 場所の検討につきましては、札幌市において、こういう場所がよいのではないかというところは探してみたいと思っております。

設置費用や運営に関しては、いろいろな手法があると思いますので、その辺は実際に場所を見つけて、その場所に適した運営の仕方を同時並行的に検討していきたいと考えております。したがいまして、今のところ、こういうやり方でやりますということは決まっていませんが、今後、場所探しと運営を当時並行的に検討させていただければと思っております。

- ○松久委員長 ほかにごさいませんか。
- ○飯田委員 二つほどお聞かせ願いたいと思います。

一つは、27ページの表も、こういう形で整理して読みやすくてよいと思います。

その上で、生涯学習施設との連携というのが入っています。図書館は割とイメージが湧きやすいのですけれども、博物館やちえりあも考えたのかなといろいろ思うのです。新しく中島公園に作るのは自然系の博物館と言っていましたけれども、そういうところも含めて、何か考えているのかというのが1点目です。

2点目は、他団体への補助金とか、いろいろなことでの交流というのはやり方次第だとは思うのですけれども、一つは、アイヌ民族文化財団があります。それから、もう一つは、北大のアイヌ・先住民研究センターがあります。それぞれ講演会や学習会みたいなものを結構開いていて、かでる2・7で毎年やっているものは専門色が結構強い学習会、講演会ではあるのですけれども、そういうものとの連携というか、もう少しレベルを大衆的なものにしてお願いするなど、せっかく活用できる人材もたくさんそろっていますし、専門知識を還元したいという研究者の方も当然おられますから、そういう方々とうまく何か連携できるようなことをどこかに重なって入っているのか、あるいは、入れられるのかなというような思いを少ししています。

以上です。

- ○松久委員長 ただ今の点について、事務局から何かございますか。
- ○事務局(大場アイヌ施策課長) 1点目は、生涯学習施設ということで、どのような施設があるのでしょうかということだったと思います。

今、お話がありましたように図書館は当然入ります。博物館も、アイヌ文化というのは 外せないテーマだと思いますので、そことも連携をしていきたいと思っております。生涯 学習の拠点施設のちえりあとは今も連携しておりまして、大通高校で学社連携事業という ことで、学生と一般市民の方が一緒に講座を受けていますが、その中でアイヌ文化を学ぶ講座を開催しています。その他、生涯学習施設には、区民センター、地区センター等も当然入ってきますので、そういうところとも連携しながら事業を進めていきたいと思っております。

2点目は、財団などと連携をしてはどうかということですが、確かに、財団は、専門的に深く入っていくような事業を行っておりますが、実は、今までしっかりとした連携はやってきていませんでしたので、今後、財団ができるところ、そして、市としてできるところ、もしかしたら、市としては入り口部分を担って、細かい、深いところは財団にお願いしてというようなことができるのかどうかも含めて、今後、連携の仕方を模索していきたいと考えております。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。 どうぞ。

○本田委員 25ページのアイヌ文化の保存・継承・振興ですけれども、今回、ウポポイ ができたことは、アイヌ文化のプロとして生きていきたいと考えている若者たちにとって は、とても大きな受け皿となったと思って、私は大変喜んでいるのです。

でも、前回も申し上げたように、例えば、各地域で頑張りたいという若者がいっぱいいるわけで、札幌でそういう仕事があるなら札幌で担いたい、帯広であるならば帯広で担いたいという若者たちは実は私の大学にはこれまでもたくさんおりました。でも、そういうことをかなえるのは、今はウポポイーつになってしまって、みんなウポポイに取られたとおっしゃっているアイヌの方々もいらっしゃるわけです。ですから、私は、各地域で交付金が出ているのなら、何とか頑張ってそういう仕事をつくるということも必要だと思っています。

それで、例えば、25ページの具体的な取組の中に何か入れられれば一番よいのですけれども、仮に、すぐにそれが入らないとしても、その上の4行の中に、これこれこういう人材を育成して活躍の場を提供するという、その一言だけでも入れておいていただければ、それを頼みの綱としてこれから具体的に進めていくことができるような気がします。育てるだけでは生きていけませんので、育てたらそれで生きていける場所の提供が絶対に必要となりますので、そういうことを是非とも入れていただきたいと思います。

それと、2点目は、ここに関わるのかどうかが分からないのですけれども、この前、ウレシパクラブの学生たちとの意見交流会を設けていただきまして、ありがとうございました。学生たちがいろいろ話してくれて、私もうれしかったです。

そのときに、「今のアイヌ文化の情報は自分で取りに行かないと入ってこないと、だから、そうではなくて、自分でアクセスしなくても入ってくるようなものであってほしい」ということを言っている若者たちが結構いました。そして、広報さっぽろの名前をちらっと出した子がいて、私は、自分の考えの中に今まで広報さっぽろが抜け落ちていたなと反省したのですけれども、あれは札幌市民すべてに届けられる媒体であって、よく隅から隅

まで読んでいる方がいらっしゃいます。あの中にアイヌ文化の紹介コーナーというのがあったらよいなと思いました。

例えば、アイヌの若者たちに、それをつくる役割任せるということはできないでしょうか。もちろん、ちゃんとチェックはしないといけないと思うのですが、簡単なアイヌ語でも簡単なアイヌ文化でもとても楽しく書けるはずですので、広報さっぽろにそういうページをいただけたら、札幌市民全体がアイヌ文化にもっとアクセスしやすくなるのではないかと思いました。

以上です。お願いします。

- ○松久委員長 確かに、広報さっぽろは各家庭に配られますね。
- ○永宮委員 今、広報さっぽろは、学校にも何部かずつ来るようになっていますので、も しかしたら有効な手だてになるかなというふうに思います。

28ページの教育関係です。

教職員研修の実施、それから、市職員研修の実施は、大変有効ではないかなというふう に思っています。

実は、教員研修は、皆さんご存じのように働き方改革もあって、時間的には削られてきているのです。ですから、何でもかんでもつぎ込むわけにいかないのですけれども、せっかく札幌にはピリカコタンがございますので、現場に行って1時間でも2時間でも見学するだけでも全く違ってくるかなと思いますので、できるのであれば、ピリカコタンでの教職員研修をお願いいたします。

それから、市職員もそうですが、今、教員採用も東京会場で採るようになったりして、 北海道の子どもたちだったらアイヌのことを少しは分かっているだろうなと思うのですけ れども、全く分からずにやってくる本州の方もいます。小学校の場合だと、その段階です ぐに担任を持つこともありますので、是非ピリカコタンを有効に活用するということも含 めて、職員研修に生かしていっていただきたいなと思っています。

それから、質問は、上のウポポイです。民族共生象徴空間と連携した学習の実施、新規となっておりますけれども、今はどの程度まで進んでいるのか、進めようとしているのか、お聞きしたいと思います。

今年は、このような状況で、修学旅行もどのようになるか、不透明な部分があるのですけれども、私の学校でも行こうとしているところではあります。今、小学校では、4年生でピリカコタンに行って、6年生にウポポイに行ければよいなという教育課程を組もうとしているところです。それは、それで繰り返し学習できるので、よいかなと思うのですけれども、何かウポポイとの連携ができること、ピリカコタンももちろん有効に活用できること、その辺の連携について見通しがあるのであれば、お伺いしたいと思いました。よろしくお願いします。

それから、1点、全然違う点で、26ページのミナパの説明で、先ほどあったように、 もしかすると、アイヌ語のミナパを全面に押し出したほうがよいのかなと思いつつ、2行 目に「地下鉄南北線さっぽろ駅構内」と書いていますが、ここは構内ではないですよね。 構内だと改札口の中ですから、これは誤りではないかなと思います。

○事務局(大場アイヌ施策課長) 構内の定義については確認させていただきたいと思います。

それから、ウポポイは、開設が2回ほど延期になって、やっと開設したといったところですけれども、コロナが完全に落ち着いたわけでもないという状況の中で、今年については、ウポポイと連携した取組はなかなか難しい状況かなと思っております。

やはり、教育としても、教職員の研修でウポポイに行きますとか、我々としても、地域 住民に対して、ピリカコタンも見学しながら、ウポポイも見てきてくださいという事業も 計画しておりましたが、実施時の新型コロナの状況が見通せないため今年はウポポイとの 連携事業をやりますというのはなかなか難しい状況です。

ただ、単年度で終わる事業ではありませんので、来年度以降、コロナの感染拡大が少し落ち着いた、もしくは、薬ができたような状況になれば、ウポポイとの連携について、当初予定していた地域団体等の募集をして行うバスツアーですとか、学校教育として活用してもらうことについては教育委員会との連携を深めながら考えていきたいと考えております。

○松久委員長 先ほどの研修のところで、以前、本田委員がおっしゃっていたことを思い出したのですが、採用された人の事後的な教育の場面とは別に、もっと前倒しの段階で、例えば、札幌市でしたら職員の採用試験でこういうところも聞きますよとか、あるいは、これは管轄が札幌市ではなくて北海道かもしれませんが、教員の採用を通して理解を深める意義は大変大きいと思った次第です。

○本田委員 今そういう話を出してくださったので申し上げますが、札幌市の採用試験や教職員の採用試験にアイヌの問題が1問でも出るというふうになっていれば、必ず勉強してもらえるのですということをこの委員会でも以前から結構申し上げておりました。そうしたら、その後、最近は公務員志望の方が減ってきているので余り難しい問題を出しづらいというようなお話を個人的にうかがいました。

私は、そのときに、いやいや、中学生の副読本だけでよいと申し上げました。あの中から1問出るらしいよとなっていけば、先生あるいは札幌市の職員になろうとする方があれを隅から隅まで試験対策として読んでくださるように思います。あの副読本はとてもよくできているので、すごく大きい影響があるなと思っていました。ですから、今、委員長がおっしゃってくださって、すごくありがたかったです。ありがとうございます。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

#### 3. 報 告

○松久委員長 それでは、次に、令和元年度アイヌ施策推進地域計画目標評価報告書につ

いて説明をお願いいたします。

○事務局(山本制度担当係長) それでは、次第の3、報告といたしまして、資料4、令和元年度アイヌ施策推進地域計画目標評価報告書に関して、説明させていただきます。

こちらは、前回5月の委員会で説明をさせていただきました、アイヌ施策推進地域計画の令和元年度の数値目標の達成状況に、委員会の中で頂戴したご意見、そして、そのご意見を踏まえて市で定めました今後の方針を追記した資料になっております。

前回、お示ししました資料と書式こそ違いますけれども、全体的な内容としてはそのま ま同じものとなっております。

追記をいたしました部分としては、1ページ目の一番下の二重線で囲まれている部分、 それから、3ページ目の同じく二重線で囲まれた部分の2か所となっております。これは 委員会の中でいただいた意見をそのまま載せたものになっております。

地域計画の上で、こちらの数値目標の達成状況につきましては、この委員会の場で検証 を行いました後に、札幌市のホームページで公表すると定めておりましたので、今日はこ ちらをホームページで公開いたしました点、ご報告させていただきます。

資料4の説明は以上です。

○松久委員長 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問などはございませんでしょうか。

### (「なし」と発言する者あり)

#### 4. その他

○松久委員長 特にないようでしたら、次の「その他」に入らせていただきます。

こちらで用意したものはございませんが、委員の皆様方から情報提供等がございました らお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

- ○松久委員長 それでは、事務局からいかがでしょうか。
- ○事務局(大場アイヌ施策課長) 次回委員会の開催につきまして、お話させていただきます。

冒頭、資料1を使いまして、今後このような形で開催していきますというお話をさせて いただきました。

資料1の予定表には、8月、9月ということで書いてありますけれども、今後の意見交換会の開催状況を踏まえまして、委員の皆様と調整をさせていただき、開催をお知らせさせていただきたいと思っております。

ご多忙とは思いますが、ご参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 5. 閉 会

○松久委員長 それでは、以上をもちまして、令和2年度第2回札幌市アイヌ施策推進委

員会を終了いたします。 どうもお疲れさまでございました。

以上